

令和8年3月25日

茅ヶ崎市文化財保護審議会

下寺尾遺跡群等保存・活用部会

参考資料1-2

Ⅱ部 保存活用計画

『史跡下寺尾官衙遺跡群保存活用（補遺版）』

1 下寺尾官衙遺跡群の史跡指定	1	(3) 保存の方法	3
(1) 指定に至るまでの経緯.....	1	ア 基本方針	3
(2) 指定の状況	4	イ 地区区分	4
ア 指定告示	4	ウ 地区区分ごとの現状変更等の取扱い方針...	5
イ 指定説明文.....	4	エ 地区区分ごとの現状変更の取扱い基準並びに	
ウ 指定地の位置.....	6	開発等への対応基準（詳細）	7
エ 指定地の範囲.....	7	オ 法令に基づく諸手続き.....	11
(3) 指定地の状況	8	(4) 追加・新指定の方針	12
ア 公有地化状況.....	8	(5) 史跡指定地の公有地化の方針	12
イ 土地利用	8	5 活用	13
2 下寺尾官衙遺跡群の本質的価値と構成要素	1	(1) 活用の現状と課題	13
(1) 本質的価値	1	(2) 活用の方向性	15
(2) 下寺尾官衙遺跡群の本質的価値に基づく		(3) 活用の方法	16
構成要素	3	6 整備	19
(3) 新たに加わる価値.....	6	(1) 整備の現状と課題	19
(4) 新たに加わる価値に基づく構成要素	6	ア 保存のための整備.....	19
(5) その他の構成要素.....	6	イ 活用のための整備.....	19
3 下寺尾官衙遺跡群の保存活用整備における基本方針	1	(2) 整備の方向性	20
4 保存	2	(3) 整備の対象要素	21
(1) 保存の現況と課題.....	2	(4) 整備の手法	22
ア 史跡指定地内の保存の現状.....	2	ア 短期計画	22
イ 史跡指定地内の保存の課題.....	2	イ 中期計画	22
ウ 史跡指定地・周辺保存の現状と課題.....	2	ウ 長期計画	22
(2) 保存の方向性	2	7 運営の方法と体制	23
ア 本質的価値を構成する要素の保存と地形の保		(1) 運営の現状と課題	23
全	2	(2) 運営の方法	23
イ 現状変更許可に関する基準の作成.....	3	(3) 運営の体制	23
ウ 調査研究の推進と追加指定.....	3	8 事業計画	24
エ 地区区分による現状変更の取扱い基準の作成		9 事業の効果把握と検証	26
.....	3	(1) 方向性	26
オ 未指定部分を含む周辺の歴史的遺産の保存	3	(2) 方法	26
カ 行政と市民が連携した保存管理.....	3	注 記	26

1 下寺尾官衙遺跡群の史跡指定

(1) 指定に至るまでの経緯

下寺尾官衙遺跡群における調査・保存については、下寺尾廃寺を中心として始まり、その歩みは以下のとおりである。

ア 史跡巡りと遺跡への関心

昭和 16 年(1941)の 3 月 16 日と 6 月 8 日に「神奈川県史蹟巡り同好会」の会員を中心に茅ヶ崎市内の史跡巡りが開催された。2 回にわたるこの史跡巡りでは、茅ヶ崎市内の主たる史跡や文化財を訪問しており、このうち 2 回目に下寺尾廃寺を訪れている。この折の参加者は約 100 名と当時の新聞『^{めいろう}明朗の茅ヶ崎』に記されている。会の中心となったのは、当時神奈川県の史跡巡りを積極的に進めていた石野 瑛いしのあきらや地元茅ヶ崎出身の鶴田栄太郎つるたえいたろうなどであった。

この段階で、一面畑であった当時の下寺尾廃寺に関心が寄せられたのは、昭和 14 年(1939)に寒川町きじまりんの木島 鄰が『新編相模国風土記稿』の記述などから、小和田こわだに所在する上正寺じょうしょうじがもと下寺尾にあったことを指摘したことによるものであろう。3 月の史跡巡りと同時におこなわれた講演会でも木島はこの内容を述べたとされる。その後、この 2 回の史跡巡りの成果は、『相武研究』の第 10 巻第 8 号に特集「相模茅ヶ崎史観」として刊行された。この編集に携わったのは鶴田栄太郎で、彼はその後、下寺尾廃寺について積極的に発言していくとともに、礎石の確認や瓦の採集などを行っている。

イ 「七堂伽藍跡碑」の建立

鶴田をはじめとする地元有志が中心となって行ったのが、「七堂伽藍跡碑」の建立である。昭和 32 年(1957)12 月 15 日に建立式典が執り行われた。碑には発起人 142 名の名前が刻まれているほか碑文が記されている。碑文には碑建立の趣意が以下のように刻まれている。「今回我等が建碑の趣意は是等の貴重な資料の保存と今後研究家の訪れるのを待つ為に他ならない」。この碑の存在が、地元の遺跡に対する意識を維持させており、この碑の建立意義は大きい。また、「七堂伽藍跡」の文字は当時の神奈川県知事内山岩太郎うちやまの揮毫によるものである。

しかしながら、碑の建立後に調査保存の具体的な動きはなく、建碑に携わった郷土史家塩川健寿しおかわは建碑の 19 年後に「爾来十九年碑は荒れ果て只空しく千数百年の古をなげいているのである。～中略～このすばらしい遺跡を放って置いてよいものだろうか、心ある人はいないものか、せめて調査ぐらいして置こうかくらいの篤志家はいないか」と調査の進捗を促している。

ウ 市史編纂に伴う第 1 次確認調査

碑の建立後、20 年近く動きが止まってしまったが、こうした状況を打開したのが岡本勇おかもとといさむらによる確認調査である。茅ヶ崎市制 30 周年を記念して刊行された「茅ヶ崎市史」の編纂に合わせ、昭和 53 年(1978)7 月 18 日～23 日に下寺尾廃寺で初めての考古学的な調査が実施された。調査は 3 本の試掘溝と 14 ヶ所のテストピットを設定して行われた。岡本はその結果を市史研究に「七堂伽藍跡を掘る」と題して報告している。具体的には、①礎石と瓦の出土ならびに多量の灯明皿とうみょうさらの発見からこの遺跡は寺院址であること、②その年代は出土遺物から平安時

代中頃以降であること、③発見された溝に不用の瓦が敷かれていたことなどから寺院の存続期間に若干の年代幅があること、④寺域の造成には湿地を埋め立てた可能性があること、⑤テストピットにおける瓦の出土状況から、寺域はかなり広い範囲が考えられること、⑥寺院造営以前には、この地では縄文時代、弥生時代、古墳時代の生活が営まれていたこと、など考古学的な観点から本遺跡について述べている。

この調査をもって初めてこの地が寺院跡であることが明らかになったのである。また、岡本は報告の最後に「古代寺院址の全貌があきらかにされるために、いつの日にか本格的な調査のおこなわれることを切に期待してやまない。その意味でも、蚕食的な破壊から遺跡を保護していく必要がある。」と詳細調査と遺跡保護の必要性について述べている。

その調査が行われた9年後の昭和62年(1987)に、記念碑に程近い市道部分で下水敷設工事に伴う緊急調査が行われた。わずか1mの幅の調査であったものの、掘立柱建物跡などが発見され、遺構の密度が濃いことが明らかにされた。岡本勇の調査に続く2回目の考古学調査であったが、残念ながら調査継続には結びつかなかった。

エ 資料の検討と『下寺尾寺院跡の研究』の刊行

1990年代に入り文化資料館に保管されていた資料の再検討が進み、下寺尾廃寺跡の時期について新たな視点が指摘されていった。平成3年(1991)には河野一也^{かわの かずや}などによって出土瓦の検討が行われ、下寺尾廃寺で出土している瓦には相模国で最も古い瓦があると指摘され、川嶋慎一^{かわしま しんいち}・小竹実佳子^{こたけみ かこ}による資料整理が進められた。さらに、平成7年(1995)より岡本孝之^{おかもと たかゆき}をはじめとする下寺尾寺院跡研究会によって、保管資料の再整理と検討が行われ、相模国において最も古い寺院である可能性が示された。また、研究史や周辺の調査成果をまとめると同時に、これらの成果を基に伽藍配置の復元案を提示するなど、下寺尾廃寺の研究は大きく前進した。その成果が、平成9年(1997)刊行の『下寺尾寺院跡の研究』であり、また、同年には茅ヶ崎市の文化財展において、本遺跡をテーマにした展示会が開催された。一方、下水道関連調査によって原位置ではないものの4個の礎石が発見され、区画整理事業に伴う調査では、下寺尾廃寺跡の南東200mの位置にあたる河道遺跡(北B遺跡)から大量の土器や木製品に混じって県内初例^{うるしがみもんじょ もつかん}の漆紙文書や木簡が発見され、関連が注目されることとなる。

オ 茅ヶ崎市教育委員会の確認調査

茅ヶ崎市は教育委員会を中心に平成12年(2000)より現地における詳細確認調査に着手した。また、平成13年(2001)から開始された市総合計画に位置付け、現在まで16次の調査を実施し保存整備に向けた資料を蓄積した。調査は地権者の協力を得ながら行い、15回にわたって行った調査の面積は3,811.5m²であった。なお、調査では、主目的とした古代以外の縄文時代、古墳時代前期、古墳時代後期、中世、近世に関する資料も得ることができた。

再確認調査でローム地業面、道路拡幅や保育園建設に先立つ調査で区画遺構が確認された。西方遺跡内における調査は、昭和39年(1964)に縄文時代の貝塚調査が行われたのが先駆けであったが、古代の遺構を確認する調査は、道路拡幅に伴う昭和60年(1985)の調査となる。調査では、溝状遺構から瓦が出土するなどの成果があった。その後、天地返しに伴う部分的な調査で掘立柱建物跡が確認されたが、官衙関係とは特定されていなかった。

カ 高座郡家発見および保存

平成 14 年(2002)に実施された北陵高校の建替工事に先立つ広範囲の調査において、政庁、正倉などを構成する掘立柱建物が発見され、神奈川県教育委員会によって相模国高座郡家に比定された。その後、官衙に関連する遺構は、東側における詳細確認調査でローム地業面、道路拡幅や保育園建設に先立つ調査で区画遺構が確認された。

下寺尾官衙遺跡群周辺における調査は、平成 7 年(1995)から実施された香川・下寺尾地区区画整理事業に伴う調査で、下寺尾廃寺の南東 200m の位置にあたる河道遺跡(北 B 遺跡)から大量の土器や木製品が出土したほか、これらに混じって県内初例の漆紙文書や木簡が発見され、関連が注目されることとなる。また、平成 12 年度から開始された小出川河川改修関連調査においても木製品や多量の土器が出土した。とくに^{じんめんぼくしよ}人面墨書土器、絵馬などが出土しており水辺における官衙関連の祭祀が行われていたことが判明した。さらに旧河道に接して川津と想定できる状況が発見されたほか、近接して「^{おく}屋」と考えられる建物も発見された。区画整理事業地点、河川改修関連地点の両地点とも、通常の開発では調査例が少ない低湿地などにおける成果で、官衙関係の複数の要素を考古学的に明らかにしたものである。

キ 公開・普及

指定等の対象となる下寺尾廃寺跡の確認調査結果については現地見学会のほか毎年開催される遺跡発表展示会にて公開してきた。また、西方遺跡における現地研見学会は、2 回にわたって行われ、多くの参加者を得た。確認調査開始後の平成 13 年(2001)には茅ヶ崎市文化資料館において講座「古代寺院下寺尾寺院跡を考える」が開催されたほか、神奈川県考古学会主催の「かながわの古代寺院」でも取り上げられた。また、平成 15 年(2003)には、かながわ考古学財団が主催する公開セミナー「高座郡衙(郡家)の世界」でも発表が行われた。平成 18 年(2006)には神奈川県教育委員会と茅ヶ崎市教育委員会の共催で市民講座「茅ヶ崎市下寺尾地区の遺跡群について」が開催されている。確認調査終了後、こうした遺跡群内における調査成果を対象としたシンポジウム「下寺尾官衙遺跡を考える」が平成 24 年(2012)に開催された。このほか、平成 23 年(2011)6 月から平成 24 年(2012)2 月の期間で開催された文化庁主催の「発掘された日本列島 2011」に出展している。

ク 指定への取組み

昭和 32 年(1957)に建てられた「七堂伽藍跡碑」の存在は、その後、この地が古代寺院であることを伝えるのに役立っており、地元では七堂伽藍跡の名前で親しまれている。建碑に関わった方々の想いは保存を希望するもので、今回の指定に向けた第一歩と位置づけられる。建碑より 21 年たった昭和 53 年(1978)時点で市史編纂事業にともなう確認調査が行われ、寺院として考古学的な確証を得て現状のまま保存されてきた。その後、茅ヶ崎市では本遺跡の保存方法として指定を目指し平成 12 年から 10 年間確認調査を重ねてきた。一方、高座郡家は平成 14 年(2001)に北陵高校建替工事に伴う調査で発見された遺跡であったが、その内容の重要性から保存の声が上がり、茅ヶ崎市や日本考古学協会をはじめとする複数の団体から保存要望書が神奈川県に提出された。こうした状況を受け、神奈川県教育委員会は事業計画の見直しを図り、

遺跡は現状保存されることとなった。その後、茅ヶ崎市教育委員会は指定に向けての資料の蓄積や神奈川県教育委員会との間で高校の取り扱いなどについて協議を重ねてきた。郡家発見から 10 年が経過した平成 24 年(2011)に早期の史跡指定への要望が複数の団体から提出されるなどの動きを経て、本具申書を提出するに至った。

(国史跡の「指定に関わる意見具申書」から引用・一部加筆)

(2) 指定の状況

ア 指定告示

種 別 史跡

指定告示 平成 27 年 3 月 10 日付 文部科学省告示第 38 号

所在地 神奈川県茅ヶ崎市下寺尾字西方 137 番 1, 139 番 1, 140 番 1, 144 番 3, 145 番 1, 146 番 1, 147 番, 148 番, 149 番 1, 149 番 2, 149 番 4, 149 番 5, 149 番 6, 150 番 1, 150 番 3, 151 番 1, 151 番 3, 151 番 4, 151 番 5, 151 番 7, 151 番 8, 153 番 1, 165 番 1, 165 番 2, 166 番, 167 番 1, 167 番 2, 169 番 2, 171 番 2, 171 番 3, 171 番 4, 171 番 6, 171 番 7, 171 番 8, 171 番 9, 171 番 10, 173 番, 388 番 1, 388 番 2, 389 番 2, 390 番 2, 390 番 3, 406 番 1, 447 番 1, 447 番 2, 447 番 3, 515 番 1, 515 番 4, 515 番 5, 515 番 6, 515 番 7, 515 番 8, 515 番 9, 549 番 2, 549 番 3, 556 番, 592 番 1, 592 番 2, 592 番 3, 594 番 1, 594 番 2, 596 番 3, 596 番 5

右の地域に介在する道路敷、神奈川県茅ヶ崎市下寺尾字西方 149 番 4 と同 390 番 3 に挟まれた同 173 番に北接するまでの道路敷、同 151 番 1 と同 153 番 1 に挟まれ同 169 番 1 と同 390 番 3 に挟まれるまでの道路敷、同 165 番 2 と同 169 番 1 に挟まれる同 167 番 2 と同 169 番 2 に挟まれるまでの道路敷、同 389 番 2 に西接する道路敷、同 403 番と同 515 番 4 に挟まれ同 447 番 2 に南接するまでの道路敷、同 515 番 1 と同 594 番 2 に挟まれ同 515 番 4 に北接するまでの道路敷、同 515 番 6 に東接し同 549 番 3 に南接する道路敷、同 549 番 3 に北接する道路敷、同 591 番と同 592 番 2 に挟まれる道路敷を含む。

指定面積 53,941.51 m²

イ 指定説明文

下寺尾官衙遺跡群は、相模湾の北方約 5 km、小出川を望む標高約 13m の相模原台地頂部に立地する相模国高座郡家と考えられる^{たかくら}西方遺跡と台地の南裾に位置する郡寺と考えられる下寺尾廃寺跡（七堂伽藍跡）からなる。遺跡の西側を流れる小出川の改修工事では、河川改修に伴う発掘調査で 8 世紀後半～9 世紀前半にかけて機能した船着き場と祭祀場が検出され、下寺尾廃寺跡の南東でも祭祀場が検出されているなど、高座郡家に関連する施設が、相模原台地を中心とする比較的狭い範囲に集中していることが確認されている。

西方遺跡は、平成 14 年に財団法人かながわ考古学財団が行った神奈川県立茅ヶ崎北陵高校グラウンドの発掘調査で郡庁跡と正倉跡と考えられる複数の掘立柱建物跡と竪穴建物跡が検出された

ことにより存在が明らかになった。当初は開発目的の事前調査として開始されたが、遺構の重要性に鑑み、現状保存されることになった。

検出された古代の遺構は竪穴建物 36 棟、掘立柱建物 19 棟、柵 4 列などで、7 世紀後半に調査地北側に 8 棟の竪穴建物が造られている。これらは、官衙造営集落である可能性が指摘される。郡庁は調査地南部で検出されており、2 期の変遷が確認された。当初の郡庁は、桁行 5 間以上、梁行 1 間以上の^{しめんひさしつき}四面廂付と考えられる正殿と、桁行 6 間以上、梁行 2 間の東脇殿と、桁行 8 間以上、梁行 2 間の後殿などからなる。いずれも掘立柱建物であり、時期は 7 世紀末から 8 世紀前半と考えられる。

8 世紀中頃には東脇殿と後殿が撤去され、掘立柱塀により郡庁域を方形に区画するようになる。正殿もその頃に建て替えられるとともに、正殿北東に性格不明の 2 間四方の掘立柱建物が建てられる。これらの建物は 9 世紀前半頃に廃絶したと推定されている。

正倉は郡庁後殿から約 100m の空闲地を挟み、相模原台地の北縁に沿って 4 棟検出されている。全体が確認された 3 棟の建物は、いずれも 3 間四方の掘立柱の総柱建物であり、これらの建物は主軸がそろい、その南側には桁行 12 間以上、梁行 2 間の掘立柱建物が検出されている。郡庁の成立からさほど時間を置かずに建てられたと考えられるが、建て替えは認められず、8 世紀中頃の竪穴建物により一部は破壊されていることから、この頃には正倉がほかの場所に移されたと考えられる。郡庁と正倉の間の空闲地には、8 世紀中頃に^{くりや}厨あるいは^{たち}館の可能性が指摘されている掘立柱建物が 5 棟造られる。これらの建物群は口の字形に配置されており、少なくとも 1 回の建て替えが認められる。

また、茅ヶ崎市教育委員会が実施した範囲を確認する発掘調査では、官衙域の東と西を画する溝が検出されている。これによると、官衙域は東西約 270m に復元できる。

下寺尾廃寺跡は、郡庁の南西約 170m の砂丘上に位置する。この寺の存在は昭和 16 年頃にはすでに知られていたようで、昭和 32 年には地元の有志により「七堂伽藍跡」という石碑が建てられた。保存に向けての発掘調査は平成 12 年度から茅ヶ崎市教育委員会により開始され、掘立柱塀による方形の区画の東側北寄りに金堂、西側の中央付近に講堂と考えられる建物を置く伽藍であることが判明した。掘立柱塀による区画は、8 世紀中頃以降に溝に変更されている。創建時期は 7 世紀後半に遡る可能性が示されており、8 世紀前半には伽藍が完成したとみられている。金堂は大規模な堀込地業を伴う基壇建物であり、8 世紀中頃に再建され、9 世紀後半に廃絶したと考えられる。講堂と考えられる建物は桁行 7 間、梁行 3 間の^{しん}身舎に四面廂が付く大型掘立柱建物で、8 世紀前半に創建され、中頃に礎石建ち建物に改変された可能性が指摘されている。金堂と同様、9 世紀後半に廃絶したと考えられるが、10 世紀中頃にこの場所に礎石建ちの^{ぶつ}仏堂が建てられている。

出土した軒瓦には相模国分寺や国府域から出土するものと同範のものがあり、国衙工房により造営にあたって援助が行われた可能性がある。また、^{どうきじ}銅匙や^{かけぼけ}銅製懸仏、^{にさい}経軸端金具、二彩陶器香炉などの仏教関係遺物の出土も豊富である。

下寺尾官衙遺跡群は郡庁、正倉、郡寺、津、祭祀場といった郡家を構成する諸施設が比較的狭い範囲に密集していることに特徴がある。また官衙遺跡群の全体像が把握できるとともに、その

成立から廃絶に至るまでの過程が確認できる稀有な遺跡群である。さらに、小出川を利用した水運との関係が指摘されるなど地方官衙の立地を知る上でも重要である。よって、史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

(文化庁文化財部監修『月刊文化財』(第一法規刊)平成27年2月号より引用)

ウ 指定地の位置

下寺尾官衙遺跡群は、茅ヶ崎市の北西部に位置する。相模湾より北に5km、相模川から東に2.5kmの地点で、遺跡群の南西部分にはJR相模線が走っている。小出川がちょうど「く」の字に屈曲する地点で、台地南側には駒寄川が西流しており、遺跡群の南で小出川と合流している。

下寺尾官衙遺跡群の高座郡家は、台地上の西方遺跡内にあり、下寺尾廃寺は、一段低い砂丘上にある。また官衙遺跡群と密接に関係する遺跡は、小出川と駒寄川流域に位置する。



図1 下寺尾官衙遺跡群の位置図

エ 指定地の範囲

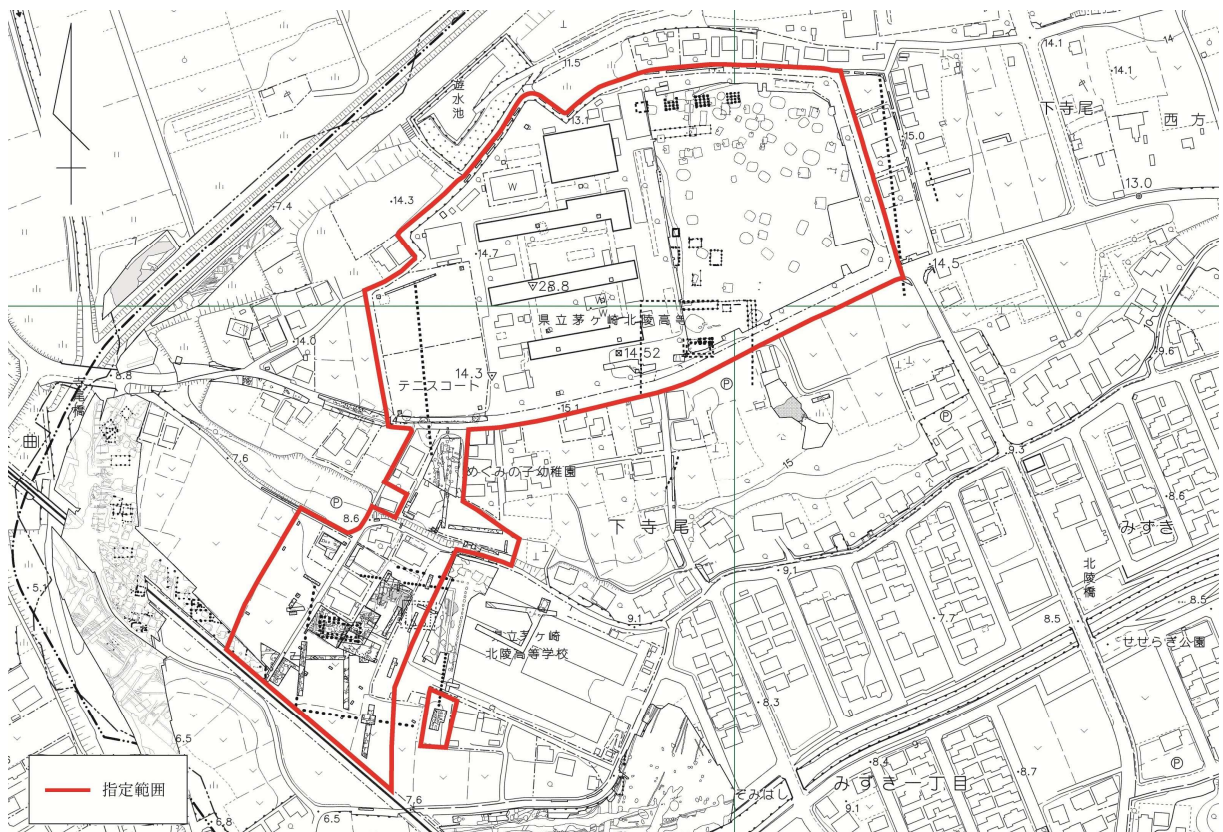


図2 史跡指定範囲

(3) 指定地の状況

ア 公有地化状況

平成 27 年度から史跡指定地の公有地化を実施しており、平成 29 年 1 月 1 日現在の史跡指定地の所有割合は、67.1%が神奈川県、14.3%が茅ヶ崎市、13.6%が個人、5%が法人所有となっている。

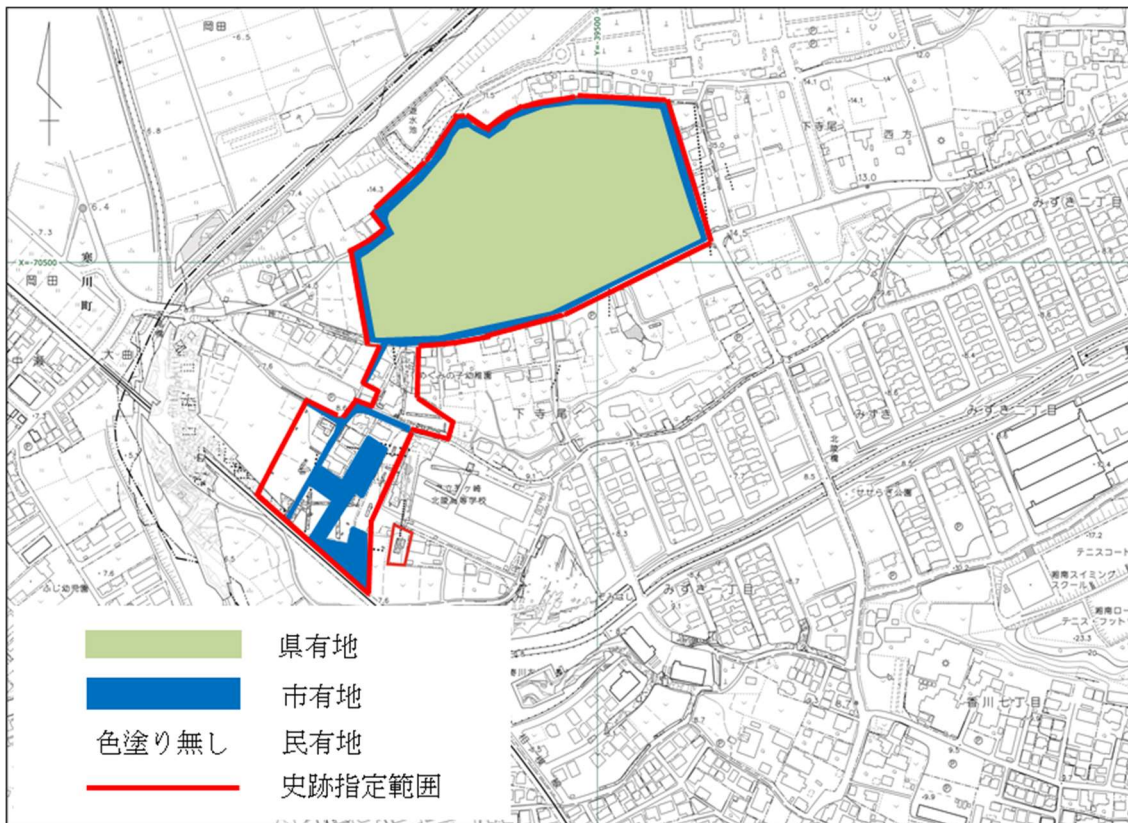


図 3 指定地内の公有地の状況

イ 土地利用

表 1 指定地内の土地利用状況(平成 29 年 1 月 1 日現在)

	土地利用	面積・戸数等
公有地 (市)	道路敷 雑種地	7,729.15 m ²
	(県)	学校用地
民有地	宅地	2,036.36 m ²
	畑地	5,711.00 m ²
	学校用地	2,268.00 m ²
	合計	53,941.51 m ²

2 下寺尾官衙遺跡群の本質的価値と構成要素

(1) 本質的価値

下寺尾官衙遺跡群は、これまでの調査研究で律令制下における古代相模国高座郡の高座郡家（郡衙）を核とする地方行政の中心であることが明らかにされてきている。郡庁や正倉および郡家周辺寺院、川津、祭祀場といった郡家を構成する諸施設が比較的狭い範囲に密集していることが発掘調査によって考古学的に確認されており、地方官衙遺跡群の全体像が把握できるとともに、その成立から廃絶に至るまでの過程が確認できる稀有な遺跡である。

また、確認された遺構の規模や位置、さらにこれらと重なり合う異なる時代の遺跡の存在から、地方官衙の構造や立地、官衙以前および以後の歴史を把握することができる遺跡として評価される。

下寺尾官衙遺跡群は、現在国史跡に指定されている範囲にとどまらず、今後追加指定される可能性がある。また、重なり合う異なる時代の遺跡も史跡の特徴のひとつであることから、追加指定される史跡及び重なり合う異なる時代の遺跡も広義の史跡として捉える必要がある。

以下に本質的価値5点をまとめその概要を記す。

1. 郡家の構造と変遷を知ることができる。
2. 郡家とその周辺寺院との関係を知ることができる。
3. 郡家に近接する川津の存在と祭祀の様相を知ることができる。
4. 遺跡群の位置する地形から、郡家やその関連施設の立地や景観を知ることができる。
5. 遺跡の重層的な在り方から、郡家を中心として地域の歴史的な変遷を知ることができる。

《概 説》

1 郡家の構造と変遷を知ることができる。

◇郡庁、正倉、館・厨、区画等の配置から地方官衙（郡家）の構造を知ることができる。

西方遺跡において発見された官衙遺跡は、郡庁院、正倉院、館・厨などの存在が明らかにされた。また、周辺で行われた開発に伴う調査成果や、範囲確認を目的とした調査で発見された溝状遺構を積極的に評価することで、郡庁を中心とする郡家の東西範囲を把握することが可能になった。また調査では官衙に関連する遺物も出土している。さらに、成立時期や立地などから相模国の他の郡家との関連も知ることができる。

◇地方官衙（郡家）の成立から消滅までの変遷を把握することができる。

これまでの調査とその後の研究成果から、郡家造営期を7世紀後半に、郡庁Ⅰ期を7世紀末から8世紀中葉、郡庁Ⅱ期を8世紀中葉から9世紀前半と捉えている。

2 郡家とその周辺寺院との関係を知ることができる。

◇下寺尾廃寺との関係性を捉えることが可能である。

下寺尾廃寺は、これまでの調査研究で創建期が7世紀末から8世紀前半、再建期が8世紀後半頃、改修期が9世紀第2四半期から中葉、そして寺院廃絶期を9世紀後半と考えている。また、その後の仏堂期を10世紀から11世紀代とした。伽藍配置を含む寺院の構造については、創建

期には大型柱穴列の存在から掘立柱塀によって区画され、不整ではあるが方形に圍繞された形を、また再建期は区画溝の存在などから築地塀によって一辺 78mの正方形に区画がされていたことが明らかになった。また、伽藍域内には金堂と判断される丁寧な版築を伴う掘込地業を有する基壇建物と、講堂と想定できる3間×7間の規模で四面に廂を有する大型掘立柱建物の存在を確認した。郡家である西方遺跡の南西部で行われた調査では、段切り造成や道状遺構など郡家と下寺尾廃寺との有機的な関わりを推測できる遺構も確認されている。

3 郡家に近接する川津の存在と祭祀の様相を知ることができる。

◇発見された川津の構造や交通・流通など郡家機能の一端を究明することが可能である。

下寺尾廃寺から西に約 200mの場所で発見された川津遺構は、小出川が大きく弓なりに曲がる内側を大きく運河状に掘削し、底面に円礫を敷き詰め護岸の整備を行ったものである。また、津に面して並立する掘立柱建物が複数配置されるなどの状況がみられ、郡家に関連する施設であることがうかがえる。今後、交通や流通の様子を知る上での基本資料となる。

◇出土遺物などから祭祀場で行われていた水辺の祭祀の内容把握が可能である。

確認された川津付近では人面墨書土器や絵馬、皇朝銭、斎串などが発見されており、この場所で水辺の祭祀が行われていたことが明らかになった。こうした内容は官衙周辺で行われる神祇祭祀にともなうもので、本例もそのひとつと想定される。また、下寺尾廃寺の南東に位置する北B遺跡でも、発見された河道から木簡や墨書土器、皇朝銭、鈴、櫛、さらには漆紙文書などが出土しており、官衙域や寺院周辺の祭祀の様相を知る上で重要な事例である。

4 遺跡群の位置する地形から、郡家やその関連施設の立地や景観を知ることができる。

◇舌状台地と砂丘及び凹地、河川などの地形と官衙遺構との関係把握が可能である。

下寺尾官衙遺跡群で発見された遺構が存在する地形環境は大きく変化していないことから、当時の景観復元が可能である。また、遺跡群の中心部分が周辺より高く、下寺尾官衙遺跡群より見える景色、あるいは、遠方から郡家の存在を認識できる景色などは、下寺尾官衙遺跡群の景観だけでなくそれを取り巻く環境、地形、空間など古代景観を広域に復元することが可能な場所であり、本遺跡群の特徴でもある。この場所に立つことにより古代官衙から望む地域景観を体感し、当時のこの地域の様相を知ることができる。

5 遺跡の重層的な在り方から、郡家を中心として地域の歴史的な変遷を知ることができる。

下寺尾官衙遺跡群を内包する下寺尾遺跡群には、古代官衙関連のほかに複数時代の遺構が存在する。具体的には、相模湾岸では数少ない縄文時代前期貝塚である西方貝塚と集落の存在、弥生時代中期では南関東最大級の規模である二重の環濠が確認された集落の存在、また、弥生時代末から古墳時代初頭の集落や官衙成立直前の集落、土地利用の変化を把握できる中世での区画遺構などである。これらは、一見官衙遺跡との関係は希薄と考えがちであるが、官衙が構築された土地の地形や利用変遷を知ることができるほか、官衙遺跡群として当該地が選地された背景を考える上で欠くことができないものと思われる。さらに、古墳時代後期の集落は官衙成立直前の、また中世の区画遺構は廃絶後のそれぞれの様相を知ることができる。

(2) 下寺尾官衙遺跡群の本質的価値に基づく構成要素

下寺尾官衙遺跡群の本質的な価値を構成する要素は、これまでの発掘調査等によって明らかにされている遺構や出土した遺物などを中心として、官衙遺跡群の立地している地形や環境なども含まれる。また、未調査地区においても各価値を裏付ける遺構や遺物が埋蔵されていることが推測できる。ここでは、本質的価値ごとの構成要素を抽出し整理を行う。

表 2 本質的価値に基づく構成要素

本質的価値1 郡家の構造や変遷を知ることができる【高座郡家】		
－ 7世紀後半から9世紀の高座郡家関連遺構－		
(1) 地下に埋蔵されている遺構	(郡庁院)	<ul style="list-style-type: none"> 掘立柱建物群 (H 1～4 掘立) 柵列 (H 1～4 柵列) 溝状遺構 (H 2 溝、H 3 溝) 土坑 (H 2 土坑、H 3 土坑)
	(正倉院)	<ul style="list-style-type: none"> 掘立柱建物群 (H11～15 掘立)
	(館・厨)	<ul style="list-style-type: none"> 掘立柱建物群 (H 5～9 掘立) 竪穴建物 (H25 住)
	(その他、郡家に関連する遺構)	<ul style="list-style-type: none"> 区画遺構 竪穴建物群
	(郡家の歴史的空間)	<ul style="list-style-type: none"> 配置された建物により生み出された当時の広場的空間 建物間や区画施設間に広がる当時の空地的空間
(2) 出土した主な遺物と地下に埋蔵されている遺物		<ul style="list-style-type: none"> 館 (掘立柱建物) 出土の須恵器片等
(3) 記録によって保存された遺構		<ul style="list-style-type: none"> 区画遺構等
本質的価値2 郡家とその周辺寺院との関係を知ることができる【下寺尾廃寺】		
－ 7世紀末に郡家周辺に建立された古代寺院遺構とそれに後続する遺構－		
(1) 地下に埋蔵されている遺構		<ul style="list-style-type: none"> 基壇建物 (金堂) 大型掘立柱建物 (講堂) 礎石建物 区画遺構 大型柱穴列、区画溝 その他、古代寺院に関連する遺構 竪穴建物、溝状遺構、段切り遺構
(2) 出土した主な遺物と地下に埋蔵されている遺物		<ul style="list-style-type: none"> 文字資料 (墨書土器、刻書土器ほか) 土器・土製品 (土師器の香炉蓋、瓦塔破片) 須恵器 (仏鉢形須恵器、高坏形香炉ほか) 施釉陶器 (灰釉陶器、緑釉陶器、二彩陶器) 陶製品 (陶製相輪の可能性のある破片) 瓦 (軒丸瓦：単弁六弁蓮華紋軒丸瓦、素弁蓮華紋軒丸瓦) (鬼瓦、文字瓦、平瓦、丸瓦) 金属製品

	<p>(銅製品：銅匙、懸仏、軸端ほか)</p> <p>(鉄製品：釘、刀子、鉄滓ほか)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・礎石 ・その他、古代寺院に関連する遺物
(3) 記録によって保存された遺構	<ul style="list-style-type: none"> ・溝状遺構 ・掘立柱建物 ・その他古代寺院に係る遺構
本質的価値3 郡家に近接する川津の存在と祭祀の様相を知ることができる【川津・祭祀場】	
(1) 地下に埋蔵されている遺構	<ul style="list-style-type: none"> ・溝状遺構 ・その他、川津や祭祀場に係る遺構 竪穴住居
(2) 出土した主な遺物と埋蔵されている遺物	<p>【七堂伽藍跡】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木製祭祀具（刀形、絵馬ほか） ・人面墨書土器 ・皇朝銭（隆平永寶） ・墨書土器（「浄」「太」） ・須恵質の製品（陶製相輪の瓦と同質） ・瓦 <p>【五反田遺跡】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人形 ・線刻紡錘車 <p>【北B遺跡】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物遺存体 ・須恵器瓶類、須恵器円面硯 ・墨書土器多数 ・木簡 ・漆紙文書 ・木製祭祀具 ・皇朝銭（饒益神寶） ・櫛 ・鈴 ・その他、川津と祭祀場に係る遺物
(3) 記録によって保存された遺構	<ul style="list-style-type: none"> ・（川津）旧河道 溝状遺構 掘立柱建物 ・（祭祀場）旧河道 <p>【北B遺跡】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧河道 ・溝状遺構 34 条 ・土器集中

本質的価値4 遺跡群の位置する地形から、郡家やその関連施設の立地や景観を知ることができる		
	(1) 遺跡内や周辺に形成された歴史的環境及び景観 (2) 自然地形 舌状台地及びその崖線、砂丘及び凹地、河川	
本質的価値5 遺跡の重層的な在り方から、郡家を中心として地域の歴史的変遷を知ることができる		
(1) 地下に埋蔵されている遺構	縄文時代前期の貝塚（西方貝塚）	・貝塚 ・堅穴住居 ・土坑
	弥生時代中期の環濠集落	・環濠 ・堅穴住居 ・土坑
	弥生時代末から古墳時代初頭の集落	・堅穴住居 ・土坑
	中世の土地利用関係遺構	・区画溝 ・井戸 土坑
	近世の耕作遺構	・畝状遺構 ・廃棄土坑
	近代の戦争遺跡	・防空壕
(2) 出土した主な遺物と埋蔵されている遺物	【縄文時代前期の貝塚（西方貝塚）】 ・土器 ・貝 ・石器 ・貝製品 【弥生時代中期の環濠集落】 ・土器 ・石器 ・鉄器 【弥生時代末から古墳時代初頭の集落】 ・土器 ・石器 ・鉄器 【中世の土地利用関係遺構】 ・土器 ・陶器 ・磁器 ・石製品 【近世の耕作遺構】 ・土器 ・陶器 ・磁器 ・金属製品	

(3) 新たに加わる価値

下寺尾官衙遺跡群が持つ本質的価値に加え、これまで遺跡を保存してきた先人の功績や遺跡の保存活用が、茅ヶ崎市の魅力あるまちづくりに新たな価値として加わることが期待される。

1 遺跡保存の歩み―「七堂伽藍跡碑」

約60年前に地元有志を中心として建碑され現在まで親しまれている。こうしたことを含め文化財保護の歩みを知ることのできる価値を有する。

2 まちづくり・人づくりの核としての存在

茅ヶ崎市のまちづくり将来像を示す「茅ヶ崎市総合計画」では、その基本理念として「ひとづくり 学び合い育ち合う みんなの笑顔がきらめくひとづくり」、「まちづくり 人々は行きかい 自然と共生する便利で快適なまちづくり」が掲げられている。史跡や遺跡の整備は、単に貴重な文化財の保護というだけでなく、これらを通じて学校教育、社会教育はもとより様々な文化活動やレクリエーション、観光など、市民生活をより充実させ、また「ひとづくり」、「まちづくり」の核としての役割を果たす存在としての価値を有する。

(4) 新たに加わる価値に基づく構成要素

1 遺跡保存の歩み

- ・「七堂伽藍跡碑」記念碑
- ・記念碑建立に関わる資料
- ・過去における調査資料
- ・保存の歩みに関する関係資料

2 まちづくり・人づくりの核としての存在

- ・遺跡の活用において、他の歴史遺産や文化資料館などとのネットワークを形成する価値
- ・憩いの場やコミュニティーの場として地域と一体になった活用の価値
- ・観光資源としての活用や、防災面での利活用など、多方面にわたる活用の価値
- ・学校教育、社会教育、生涯学習分野で活用を行う価値

(5) その他の構成要素

史跡地の大部分は、現在も市民の生活の場として利用されており、これまでに述べた史跡の本質的価値や新たに加わる価値を構成する要素に属さない、建築物や工作物等が存在する。これらをその他の構成要素として分類すると、次表のとおりとなる。

表 3 その他の構成要素

宅地	下寺尾廃寺に個人住宅が6軒存在する。現に居住の用に供されており、居住の用に供されている間は維持管理の必要がある。公有地化実施時に除却する必要がある。
畑	下寺尾廃寺に耕作されている畑が存在する。天地返しなど遺構に影響が生じる可能性のある行為は、現状変更行為として規制し、遺構を保護する必要がある。
学校附属施設	高座郡家に県立高校敷地が存在する。旧校舎は除却されたが、その際は遺構を保護するため、基礎を残している。体育館、格技場、部室棟、グラウンド、テニスコートがあり、現在も使用されている。学校移転後には除却する必要がある。
幼稚園およびその附属施設	史跡内に私立幼稚園があり、建築物2棟及び附属施設が存在する。移転後に除却する必要がある。
樹林、樹木、植栽	宅地や教育施設の植栽のほか、堤の実生木・雑草、畑の果樹が存在する。史跡の本質的価値を理解する上では不要だが、プライバシーの確保や堤の土壌保護を担う側面もある。 剪定など日常管理の範囲にとどまらない伐採は、現状変更行為となり、抜根など遺構に影響が生じる可能性のある行為は規制し、遺構を保護する必要がある。 史跡整備時には除却する必要がある。
人為的地形	現在の土地利用にあわせて、盛土等により地形が人為的に改変されている可能性があるが、遺構の保護層の役割を果たす側面がある。 史跡整備時には、遺構の保護を優先し地形の改変を行う必要がある。
道路とその関連施設	高座郡家郡庁院を東西に横断するように市道が通っている。これは、地域の生活道路としてだけでなく、茅ヶ崎市防災計画において「緊急輸送道路を補完する道路」に位置付けられている。また、高校敷地や宅地周辺にも市道が通っており、使用されている。 郡庁院は史跡の本質的価値を構成する要素であり、史跡を保存・活用・整備するためには、市道の廃道や迂回が必要となるが、利用状況に即して対応する必要がある。 信号機等の工作物も市道とともに対応する必要があるが、除却する場合は、地下遺構への影響を最小限に留める必要がある。
案内板、説明版等	下寺尾廃寺の置き型説明板及び「七堂伽藍跡碑」脇の説明板が存在する。これは、史跡の本質的価値を構成する要素ではないが、史跡を活用するために必要な設備である。公有地化及び整備の状況に対応して、効果的な位置に移設もしくは設置する必要がある。

<p>その他の工作物</p>	<p>史跡内に存在する宅地及び教育施設の用に供する設備として、電柱及び電線、埋設管が存在する。これは、宅地及び教育施設が存在する限り、維持管理の必要がある。維持管理に掘削を伴う場合は、地下遺構への影響を最小限に留める必要がある。</p> <p>宅地及び教育施設の除却が完了し、史跡整備を実施する際に除却する必要がある。</p>
----------------	---

3 下寺尾官衙遺跡群の保存活用整備における基本方針

前述した下寺尾官衙遺跡群の本質的価値と新たに加わる価値の構成要素ならびに本質的価値以外のその他の構成要素に対し、今後、保存と活用ならびに整備を進めていく際における基本的な考え方について述べる。

1 史跡下寺尾官衙遺跡群の恒久的な保存と将来にわたる確実な継承

史跡下寺尾官衙遺跡群は我が国の古代史上の重要な価値を有する国民共有の財産であり、地域にとってもかけがいのない文化遺産であることから、この史跡を恒久的に保存し未来へ確実に継承していく。

2 史跡下寺尾官衙遺跡群への継続的かつ計画的な調査・研究の実施

史跡下寺尾官衙遺跡群は、古代地方官衙を考える上で欠くことのできない遺跡であり、計画的な発掘調査を実施し、遺跡群の研究を進めていく。

3 史跡下寺尾官衙遺跡群の本質的価値を活かした有効的な活用

史跡下寺尾官衙遺跡群については、その有する本質的価値を中心に、学校教育や社会教育の場のみでなく、地域住民・市民等の憩い・交流の場、さらには、ひとづくり・まちづくりの場としても、多くの場面で有効に活用していく。

4 地域・市民と協働した保存活用を目指す

史跡下寺尾官衙遺跡群は、我が国にとって大切な史跡であると同時に、地域にとっての宝でもあり、保存活用を進めるにあたっては、地域・市民や研究者および行政（国・県・市など）などが連携を図りながら進めていく。

以上の基本的な考え方を踏まえ、次章以降で保存・活用・整備に関わる現状と課題を確認し、進める方向性や具体的な方針を示すこととする。

4 保存

(1) 保存の現況と課題

ア 史跡指定地内の保存の現状

- ・ 史跡指定地内の下寺尾廃寺部分の私有地約 2,800 m²を公有地化し、茅ヶ崎市が管理団体となっている。
- ・ 史跡指定地内には民家6軒と幼稚園1軒、そして移転が予定されている北陵高校が現存している。
- ・ 史跡指定地内は原則として現状維持を図り、遺構・遺物を保護している。

イ 史跡指定地内の保存の課題

- ・ 指定面積の約7割を北陵高校旧校地及び仮設校舎の一部が占め、同校の移転には時間を要するなか、学校運営は継続中であり、保存管理をいつまで誰がどのように行うかが課題である。
- ・ 市道が郡家（郡衙）の政庁を分断する形で横断しており、市道の迂回を検討する必要がある。
- ・ 公有地であること、史跡であることを明示する必要がある。
- ・ 日常の管理を市が単独で行うのではなく、見回りなど地域の協力を求める必要がある。
- ・ 史跡指定地として、来訪者が訪れやすいように定期的な維持管理を行う必要がある。

ウ 史跡指定地・周辺保存の現状と課題

- ・ 史跡指定地の周辺は埋蔵文化財包蔵地であり、官衙に関連する包蔵地である可能性が高い。今後さらに確認調査を行い、官衙に関連する遺構が発見された場合は史跡に追加指定し保護する必要がある。
- ・ 史跡周辺の埋蔵文化財包蔵地及び歴史的景観を保全するために、民間開発等には理解と協力を求めながら対応する必要がある。
- ・ 史跡周辺の埋蔵文化財包蔵地では、深い掘削を伴う耕作や工事に対しても埋蔵文化財保護のために理解と協力を求める必要がある。
- ・ 指定地周辺の民家で建替え等の計画がある場合に備え、史跡周辺の保存管理基準を明確にしておく必要がある。

(2) 保存の方向性

ア 本質的価値を構成する要素の保存と地形の保全

史跡下寺尾官衙遺跡群は、郡庁、郡寺、津、祭祀場といった郡家を構成する諸施設が比較的狭い範囲に密集し、官衙遺跡群の全体像が把握できるとともに、その成立から廃絶に至るまでの過程が確認できる稀有な遺跡であるとして国史跡に指定されている。史跡の保存は、下寺尾官衙遺跡群の本質的価値に基づく構成要素を将来にわたって保存するとともに、残された地形を保全し、官衙の存在した空間を実感できるように努める。

イ 現状変更許可に関する基準の作成

史跡の恒久的な保存と未来への確実な価値の継承を図るため、史跡指定地内の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）への許可に関する基準を作成し、本質的価値を有する遺構の保護を図る。また、出土資料を適正に保管し、資料の持つ情報の保存を図る。

ウ 調査研究の推進と追加指定

計画的な確認調査や資料調査を実施し、史跡下寺尾官衙遺跡群と下寺尾遺跡群の研究を進める。史跡の本質的価値に関する全容の解明を図り、「下寺尾官衙遺跡群の追加指定」、下寺尾遺跡群としての「弥生時代環濠集落の国指定」、「西方貝塚の市指定」を目指す。

エ 地区区分による現状変更の取扱い基準の作成

国史跡の指定を受けた土地については公有地化を進め、恒久的な遺構の保存を図る。史跡指定地を含め、追加指定の候補地は住宅や農地等が混在する状況が当面続くこととなるため、史跡の価値が十分に認識されないまま損失することがないように文化財保護に対する理解と協力を求めながら進める。地区区分による取扱い基準を作成し、地域と連携した維持管理を図る。

オ 未指定部分を含む周辺の歴史的遺産の保存

下寺尾地区の地形及び異なる時代を構成する遺構の内容を保存し、史跡（未指定部分を含む）及び周辺の歴史遺産の一体的な保存と景観保全を図る。

カ 行政と市民が連携した保存管理

史跡の価値を守り伝えていくという考え方のもと、個々の課題を把握し、具体的な保存管理の方法について指針を定めることにより、行政と所有者、市民が連携して適切な保存管理を実行していくことが必要である。

(3) 保存の方法

ア 基本方針

史跡の本質的価値及び基本的方向性を踏まえた保存の基本方針は、以下のとおりとする。

- (ア) 下寺尾官衙遺跡群の範囲について史跡の追加指定を継続し、史跡の本質的価値を構成する要素の確実な保存を図る。
- (イ) 学術調査を計画的に実施し、遺構の状況把握に努めるとともに、対応を要する場合には速やかに保存のための措置を講じる。
- (ウ) 史跡公園として公開し、史跡の本質的価値の顕在化を図るとともに、安全かつ快適な環境づくりに取り組む。
- (エ) 史跡地内外の地形地割・歴史的景観を踏まえた景観保全・形成を推進する。

ウ 地区区分ごとの現状変更等の取扱い方針

史跡指定地内において、現状を変更する行為を行おうとする場合は、文化財保護法第 125 条及び文化財保護法施行令第 5 条により、文化庁長官若しくは茅ヶ崎市教育委員会から事前に許可を得なければならないとされている（維持管理等の影響が軽微なものを除く）。また、史跡指定地外の埋蔵文化財包蔵地においては、文化財保護法第 93 条または第 94 条により、神奈川県教育委員会に事前に届出または通知をしなければならないとされている。

本計画における地区区分ごとの現状変更等の取扱基準を下表にまとめ、史跡指定地における現状変更の許可申請に関する資料を附編に記した。

表 4 地区区分ごとの現状変更等の取扱方針

地区		地区の考え方	取扱い方針
A 区	史跡指定地	<p>保存地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下寺尾官衙遺跡群の中核をなす部分で、文化財保護法（第 109 条第 1 項）によって史跡に指定された地区 ・ 公有地化を進める地区 ・ 早期に活用を図る地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺跡整備に伴うもの以外の現状変更を原則認めない。
B 区	史跡指定地の隣接地	<p>保存を目指す地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財保護法（第 93 条第 1 項）によって規定された「周知の埋蔵文化財包蔵地」内であり、下寺尾官衙遺跡群に該当するが、現在は史跡指定されていない地区 ・ 史跡指定地に隣接する地区で、今後史跡指定される可能性が高い地区 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡指定を優先的に進める。 ・ 積極的に確認調査を行う。 ・ 現状変更行為に対しては、文化財保護法に基づく手続きを行うとともに遺構に影響を及ぼすおそれのある場合は、関係者と協議し計画見直しや中止を促す。

C 区	西方遺跡及び七堂伽藍跡 A・B区を除く	必要に応じて確認調査を行う地区 ・下寺尾官衙遺跡群の周辺で、下寺尾官衙遺跡群の構成要素を包含している可能性がある地区	・確認調査を通じて、遺跡の情報を集積する。 ・現状変更行為等が発生する場合は、文化財保護法の手続きを行い、必要に応じて確認調査を行う。調査により遺構等が発見された場合は関係者と取り扱いを協議する。 ・現状変更行為の計画内容を確認し、必要に応じて遺構の保護及び景観への配慮を求める。
---------------	------------------------	--	--

エ 地区区分ごとの現状変更の取扱い基準並びに開発等への対応基準（詳細）

表 5 A区の現状変更の取扱い基準

地区	用途		取扱基準	発掘調査	土地所有
A 区	文化財保護法（第109条第1項）によって史跡に指定された地区。史跡の中核をなす部分で、遺構を現状保存し、早期に公有地化を進める。				
	史跡整備施設		<ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存、活用を目的とする現状変更以外は原則認めない。 計画の内容を確認し、遺構への影響を判断する。 	未調査地については、遺跡の内容究明のための発掘調査を必要に応じて実施する。現状変更等にあたっては、確認、立会、調査等を実施する。	公有地 ・ 民有地
	地形の改変		<ul style="list-style-type: none"> 遺構への影響がある地形の変更は認めない。 史跡の景観を阻害する地形の変更は認めない。 		
	工作物	園路、木道、案内サイン、擁壁、手摺、車止め	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理上必要な行為以外は認めない。 色彩の変更は、安全管理上やむを得ない場合を除き、史跡と調和するもの以外は認めない。 		
	建築物	遺構展示施設、四阿	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理上必要な行為以外は認めない。 色彩の変更は、安全管理上やむを得ない場合を除き、史跡と調和するもの以外は認めない。 		
	埋設設備	雨水排水、電気、給水、汚水	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理上必要な行為以外は認めない。 遺構への影響がある改修は認めない。 		
植栽	高木、中低木、地被	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の伐採、補植は、遺跡の価値を保全するために必要なもの以外は認めない。 根の伸張により遺構へ影響を与えるおそれがある樹木は、伐採を認める。 樹木の移植は、遺構へ影響を与えるおそれがあるものは認めない。 			

A 区	宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理上必要で軽微な行為以外は認めない。 ・現状変更が発生する場合は、軽微な行為を除き、公有地化の協議をおこなう。 		民有地
	農業用地	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理上必要で軽微な行為以外は認めない。 ・現状変更が発生する場合は、軽微な行為を除き、公有地化の協議をおこなう。 		民有地
	教育施設用地	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理上必要で軽微な行為以外は認めない。 ・現状変更が発生する場合は、軽微な行為を除き、公有地化の協議をおこなう。 	<p>未調査地については、遺跡の内容究明のための発掘調査を必要に応じて実施する。現状変更等にあたっては、確認、立会、調査等を実施する。</p>	公・民有地
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・電柱の移設及び電線の地下埋設は、最小限の土地の形状変更以外は認めない。 ・道路及び埋設管等（以下「道路等」という。）は、史跡整備を除いて原則現状を維持するものとする。経年劣化等により補修が必要となる場合は、最小限の土地の形状変更以外は認めない。 ・災害発生時、地区内の公有地を避難所等とする場合、現状変更は最小限に留めるものとする。この場合、災害復旧後は速やかに原状に復するものとする。 ・地域のコミュニティイベントの場等として活用する場合は、事前に市教育委員会と計画を協議の上、イベント開催期間に限り、現状変更を認める。現状変更は遺構に影響を伴わない範囲に留めるものとする。この場合、イベント開催期間終了後は速やかに原状に復するものとする。 		公・民有地

表 6 B区の開発等への対応基準

地区	用途	取扱方針	発掘調査	土地所有
B 区	史跡隣接地や今後史跡への追加指定を目指す地区で、範囲確認調査や研究の進展によりその区域が比較的明確であるものを指す。開発に対しては史跡地に準ずる重要地点として扱い、積極的な保存措置をとるものとする。			
	宅地等 農業用地	<ul style="list-style-type: none"> ・原則現状を維持し、遺構を保存する。 ・所有者と調整を図りながら史跡指定を目指し、計画的な公有地化を進める。 ・開発行為や宅地の改修が計画された場合は、発掘調査を行い、遺構の状況を確認する。遺構面の残存状況により史跡の追加指定を目指し、所有者に計画の変更及び中止の協力を求める。 ・開発行為や宅地の改修によって土木工事が計画された場合は「文化財保護法」93条・94条による届出及び通知に基づき原則確認調査を実施し、取り扱いについて協議をおこなう。 	遺構の確認のため原則として発掘調査を実施する。	公・ 民有地
	道路等	<ul style="list-style-type: none"> ・原則現状を維持し、地下遺構を保存する。 ・開発行為が計画された場合は発掘調査を行い、遺構の状況を確認する。遺構面の残存状況により史跡の追加指定を目指す。 ・開発行為や維持管理等によって土木工事が計画された場合には「文化財保護法」94条による通知に基づき原則確認調査を実施し、取り扱いについて協議をおこなう。 ・茅ヶ崎市が積極的な保存協議をおこなう。 		公有地
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削を伴う土木工事が計画された場合は「文化財保護法」93条・94条による届出及び通知に基づき原則確認調査を実施し、取り扱いについて協議をおこなう。 	公・ 民有地		

表 7 C区の開発等への対応基準

地区	用途	取扱方針	発掘調査	土地所有
C 区	埋蔵文化財の包蔵地であり、史跡の範囲の拡大や重要遺構の有無を確認する地区。開発にあたっては、発掘調査等の実施について調整し、調査の結果、重要遺構が確認された場合には、所有者と保存のための協議を行う。			
	宅地等 農業用地	<ul style="list-style-type: none"> ・原則現状を維持し、遺構を保存する。 ・開発行為や宅地の改修が計画された場合は、発掘調査等により、遺構の有無を確認する。調査等により、重要な遺構が確認された場合は、所有者に計画の変更及び中止を求め、史跡への追加指定を目指す。 ・開発行為や宅地の改修によって土木工事が計画された場合は「文化財保護法」93条・94条による届出及び通知により遺構に対する影響について確認し、「神奈川県埋蔵文化財取り扱い基準」により発掘調査、工事立会、慎重工事の指示をおこなう。 	遺跡の内容 究明のため の発掘調査 を必要に応 じて実施す る。	公・ 民有地
	道路等	<ul style="list-style-type: none"> ・原則現状を維持し、地下遺構を保存する。 ・開発行為や維持管理等によって土木工事が発生する場合には「文化財保護法」94条による通知により遺構に対する影響について確認し、「神奈川県埋蔵文化財取り扱い基準」により発掘調査、工事立会、慎重工事の指示をおこなう。 ・茅ヶ崎市が積極的な保存協議をおこなう。 		公有地
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為や維持管理等によって土木工事が発生する場合には「文化財保護法」93条・94条による届出及び通知により遺構に対する影響について確認し、「神奈川県埋蔵文化財取り扱い基準」により発掘調査、工事立会、慎重工事の指示をおこなう。 	公・ 民有地		

オ 法令に基づく諸手続き

文化財保護法等に基づく保存管理に係る諸手続きを以下に整理する。なお、文化財保護法や同法施行令及び規則の関係する部分については、原文（抜粋）を附編に掲載する。

表 8 法令に基づく諸手続き

事項	手続	期限	根拠法令 (文化財保護法)	規則等
管理責任者の選任、解任	届出	20日以内	法第119条第2項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第1条、第2条
所有者の変更	届出	20日以内	法第120条	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第3条
管理責任者の変更	届出	20日以内	法第120条	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第4条
所有者（管理責任者）の氏名、名称、住所の変更	届出	20日以内	法第120条	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第5条
滅失、き損、亡失及び盗難	届出	10日以内	法第118条、第120条、第172条第5項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第6条
土地の所在、地番、地目、地積の異動	届出	30日以内	法第115条第2項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第7条
現状変更等	許可申請	—	法第125条第1項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第1条、第2条、第3条
復旧	届出	30日前まで	法第127条第1項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧に関する届出に関する規則第1条、第2条、第3条
	報告	遅滞なく		
管理、修理等に関する技術的指導	依頼	—	法第118条、第120条	国宝、重要文化財等の管理、修理等に関する技術的指導に関する規則第3条

(4) 追加・新指定の方針

保存活用計画の対象地区のうちB区とした史跡の隣接地においては、すでに確認調査などで関連遺構が明らかになっている地点もあり、土地所有者の同意を得ながら適宜史跡の追加指定手続きを進めていく必要がある。

特に現史跡指定地の西側については、これまで小出川河川改修関連事業調査などによって多くの遺構が検出されていることから、下寺尾遺跡群の西側に関連する遺構が展開していることは明らかである。当該地は農地として利用されており、遺構の残存状況も良好であると考えられるため、優先して追加指定手続きを進めていく必要がある。

また、同じB区においても遺跡状況が明らかでない地域では、計画的な調査によって順次遺跡状況を明らかにし、史跡の本質的な価値を有する重要な遺構が確認された区域については、追加指定を図る必要がある。また、埋蔵文化財包蔵地であるC区においても、史跡の本質的な価値を有する重要な遺構が確認された場合は、追加指定を視野に保存を図る必要がある。

史跡下寺尾官衙遺跡群と重層する古代以外の遺跡については、その遺跡に関する資料を蓄積するとともに調査研究を進め、客観的な評価を得る必要がある。その上で、遺跡を保存するために、新たな史跡の指定を目指す必要がある。

(5) 史跡指定地の公有地化の方針

指定された史跡の保存及び整備活用の観点から、指定地は計画的に公有地化を図る必要がある。現在の指定地は、宅地、農業用地、道路、学校用地などとして利用されており、こうした状況を踏まえながら、所有者をはじめとする関係者の理解を得ながら公有地化を図る必要がある。

また、指定地の公有地化と史跡の整備活用は連動していることが望ましく、整備活用の方向性を踏まえて公有地化を進める必要がある。下寺尾廃寺西側については、宅地や農業用地として利用されており、後述する短期の整備に向けて、所有者の同意が得られた土地から公有地化を進めていく必要がある。

また、下寺尾廃寺西側以外の土地についても、所有者からの公有地化の申し出があった場合や、遺構の保存及び将来的な史跡の活用に影響を及ぼす現状変更が計画された場合は、史跡の保護のため予算措置を行ったうえで随時公有地化を図る必要がある。

5 活用

史跡の活用は、史跡の本質的な価値と史跡をとりまく環境を踏まえ、地域に愛され、多くの人が学び・訪れる場所を目指すことが大切である。

この章では、史跡の現状と課題を明らかにし、この史跡を有効に活用していくための方向性と手法を示す。

(1) 活用の現状と課題

ア 公開普及

史跡指定地には、史跡を学ぶ場所や案内板などの設備が不足しており、駐車・駐輪する場所もない。地元からも対応を求められており、ルート案内や総合説明板、遺構説明板、駐車場などについて、早期の整備が必要である。

「史跡巡り」などの際は、主催者が「七堂伽藍跡碑」と案内板、西方貝塚前の案内板などを用いて説明をしているが、見学は史跡指定地周辺を歩きながら行うことになるため、土地所有者の理解を得るため継続して周知を行う必要がある。

遺構が現存しておらず、史跡に指定されていない場合でも、古代の川津や祭祀場のような重要な記録が残るものは、その位置と内容を学ぶことができる場が必要である。

なお、茅ヶ崎市博物館では、史跡展示が常設されており、不定期に史跡関連の企画展を開催している。



写真1 史跡見学会

イ 北陵高校の移転

北陵高校は神奈川県教育委員会によって移転の方針が公表されているが、令和7年度3月末時点で移転先は決まっておらず、旧校地（史跡指定地）における体育の授業や部活動などの学校運営が継続している。

市では、史跡の現地見学などの対応を受けることがあるが、その際、高座郡家の見学は北陵高校の承諾が必要となり、学校運営に支障をきたさない範囲での対応となっている。史跡の確認調査の実施も同様の対応となっている。

ウ 学校教育との連携

茅ヶ崎に暮らし次代を担っていく子供たちが、郷土の歴史を伝える史跡を知るとはとても重要なことである。現在、出前授業を実施している小学校1校においては、郷土学習が定着しつつあるが、全校実施までは広がっていない。市内の児童・生徒を対象とした史跡を地域教育の教材として活用する授業の企画など、学校教育との連携が必要である。

エ 地域との連携・活性化

史跡を有効かつ円滑に活用していくためには、地域の理解と協力が欠かせない。現在は社会教育施設や地域集会施設で講座や展示会を開催しているが、一過性なものとなっている。活用に当たっては、地域住民の参加と地域の活性化に繋がる継続的な手法が望まれる。

オ 広域連携

国史跡の同時指定を受けた川崎市とのシンポジウムの相互開催や隣接する寒川町と交互に遺跡の講座と現地見学を行う協働事業を実施している。今後は国府や郡家、古代道、水上交通関係遺跡との関連や、住民と行政が協働して遺跡を保存することなどをテーマに、先行する史跡指定地との交流なども考えられる。



写真2 市民主催のフォーラム

カ 段階的活用

史跡の指定範囲は遺跡の中心部分であるが、活用の対象となるのは下寺尾遺跡群の範囲となり、平面のみならず時代の広がりも考慮する必要がある。史跡指定地の公有地化や史跡の追加・新指定を段階的に目指しており、その活用も今後の動きに応じて効果的に行っていくことが重要である。



写真3 シンポジウム討論

キ 情報発信手法

史跡に関する情報の発信は、茅ヶ崎市公式ホームページやパンフレット、広報ちがさきなどの既存の媒体を用いている。SNSなど、情報発信の手段が多様化する中で、下寺尾遺跡群の実情に即した有効な媒体の検討が必要である。

定期的の下寺尾遺跡群保存・活用学習会を開催し、遺跡に対する理解の促進を図っている。



写真4 下寺尾遺跡群保存・活用学習会の様子

史跡の確認調査を実施する際には、発掘された遺構を公開する見学会を開催している。遺構を直接見ることのできる貴重な機会に参加者も多く、遺跡への理解を深める上でも最も効果的である。

史跡指定地の南側にJR相模線が接しており、毎日多くの乗客が通過する。車窓から見える下寺尾廃寺に史跡の存在を示す表示板を設置し、効果的に認識できるよう暫定的な整備を行っている。また、JRと協力して史跡の周知を図る手法の検討も必要である。

(2) 活用の方向性

学術的調査の結果を踏まえて国史跡の指定を受けた下寺尾官衙遺跡群及び遺跡が重層する下寺尾遺跡群は、歴史文化を探求し、創造する「学びの場」である。また、広大な史跡公園として、地域の人々の「憩い」や「コミュニティ」の場となり、有事の際の防災空間や貴重な観光資源として役立てるよう、多方面にわたる活用を図る。

ア 調査・研究

これまでの研究成果を公開するとともに調査研究を継続し、その成果を整備活用に反映させる仕組みを作る必要がある。また、常に新しい素材を提供するよう心掛け、確認調査の際には発掘された遺構を公開し、来訪者が史跡を身近に感じることができるよう工夫する。

イ 学校教育・社会教育との連携

学校教育の教材としての活用や社会教育・生涯学習に参加する方々の活動の舞台として、人づくり・まちづくりに繋がる活用を行う。なお、茅ヶ崎市博物館と提携し、一体的な活用を図る。

ウ 広域連携

市内の関連遺跡をはじめ、市外・県外の郡家・国府やそれを繋いだ古道などを題材にネットワークを構築し、それぞれの遺跡を守る人々や研究者などと交流・研鑽を重ねながら連携した活用を行う。また、古代の地形が残る史跡の特徴を活かし、富士山の遠景を含めた景観の保全・復元や近隣市町の文化資源や観光資源と連携した広域での活用を図る。

これらの活用は、公有地化や整備の進展を踏まえ、状況に応じて段階的に進め、適格な情報発信に努める。

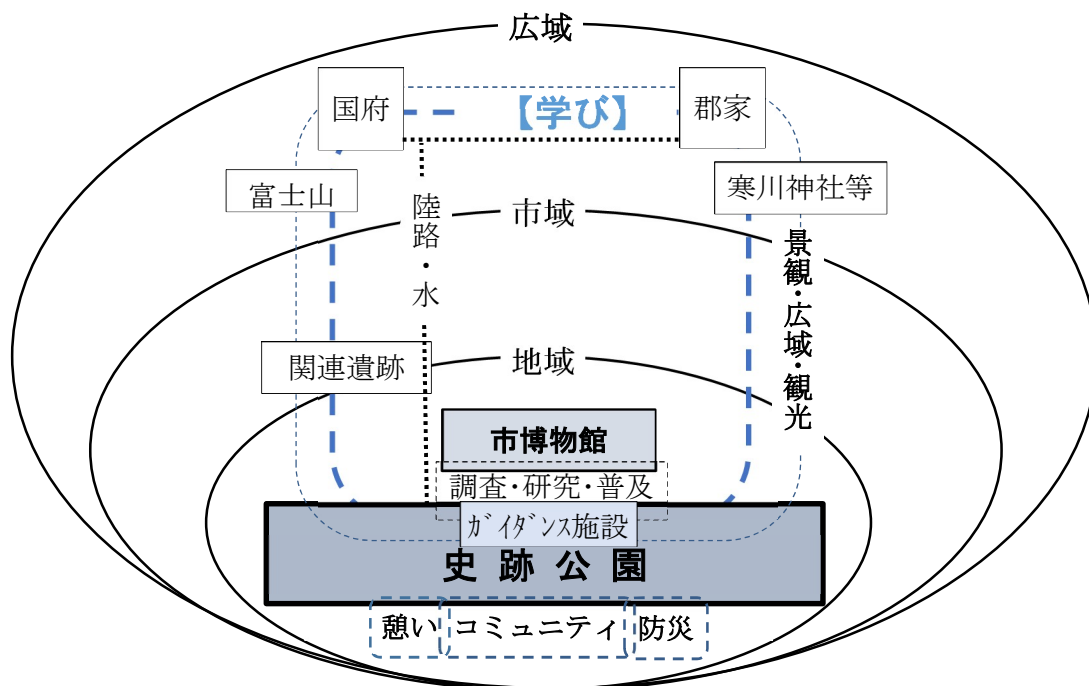


図5 下寺尾遺跡群の活用の方向性

(3) 活用の方法

前項に示す活用の方向性を踏まえ、効果的な活用を進めるための方策を示す。これらの活用を通じて、史跡を地域の財産として守り、受け継いでいく意識を醸成する。

ア 調査・研究の継続・成果の活用

- ・遺跡の確認調査を計画的に行い、遺構の把握と資料の蓄積を図る。調査で明らかになった遺構を現地見学会を通じて公開し、実物を使った教育普及を図り、官衙研究の核とする。
 - ・調査研究の成果や出土資料は、市文化財保護審議会部会や文化庁及び学識経験者の評価・分析を経て史跡の整備や保存に活用していく。
- また、成果を展示や書籍、案内板、インターネット等で公開して教育普及を図る。

イ 学校教育との連携

- ・地域の歴史を知る教材として、史跡の教科書への掲載を働きかける。なお、地域学習副読本わたしたちの茅ヶ崎（中学校版）に茅ヶ崎の歴史として掲載され、生徒がそれぞれの1人1台端末で見て学習できるようになっている。
- ・市内の学校が授業の中で下寺尾官衙遺跡群を訪れ、郷土の歴史に触れる機会を作る。
- ・出前授業などによる史跡を活用した学習指導を実施する。
- ・史跡の教育普及を通じて、郷土の歴史・文化に触れる学校の取り組みを支援する。

ウ 社会教育・生涯学習への活用

- ・現地での史跡巡りの実施、博物館や図書館などと連携した講座やイベントの開催など、市民が史跡について学び、理解を深める機会を提供する。
- ・地域の祭りなどイベントの場として史跡を活用し、そうした機会に史跡を知り、地域を知る機会の充実を図るとともに、地域の活動の活性化に利用する。
- ・景観形成や観光、健康イベントなどの際にも立ち寄って史跡について学ぶことができるよう関係機関と連携し、案内施設の充実や歩行空間の整備を図る。
- ・ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業の中で、下寺尾官衙遺跡群をテーマに教育普及を行う。

エ 地域との協働

- ・史跡の活用に当たっては、下寺尾廃寺に立つ「七堂伽藍跡碑」が、昭和32年(1957)に地元住民の発意で建立され、70年近い年月を経て一帯が国の史跡に指定されたことを重視し、地域に対する情報提供と意見聴取を行いながら進める。その一例として、下寺尾遺跡群保存・活用学習会を継続し、地域と協働して取り組む。将来的にこのような学習会が地域発意の遺跡保存会となることを目指す。
- ・史跡の調査研究・公開活用に関心のある市民が、学ぶだけでなく、教育普及にも活躍する市民参画の仕組みづくりを行う。

オ 茅ヶ崎市博物館との連携

- ・茅ヶ崎市博物館では、基本展示室で史跡を解説するスペースを設け、遺構の内容を示す資料や出土品を紹介し、史跡の教育普及を行っている。
- ・茅ヶ崎市博物館を北部地域の文化財や観光資源を巡る拠点として、下寺尾遺跡群をはじめとしたパンフレットやガイドマップの配布、デジタルデータの閲覧などを行い、現地への案内を行っている。
- ・史跡の探求、教育普及への参加を希望する市民などを茅ヶ崎市博物館で受け入れ、博物館活動と連携した協働による史跡の研究・普及活動を行う。



図6 茅ヶ崎市博物館位置図

カ コミュニティの活性化

- ・史跡を史跡公園として、地域の方々が日常生活の中で散策や運動などをする憩いの場を創出する。また、多くの人々が集うコミュニケーションを図る空間ともなり、有事の際は防災空間として、物資の集積所などの機能を果たす。
- ・地域と連携し、公園を会場に史跡に関連する祭りやイベントを行う。
- ・市内の農業者や商業者などと連携して、朝市の開催や史跡に関連するオリジナル商品の協働

開発を行うなど、地域産業に資するとともに地域の活性化を図る。

- ・駐車場やトイレ、休憩施設などの便益施設を備え、様々な用途で人が立寄る拠点となる。

キ 広域連携と観光

- ・郡家や国府など下寺尾官衙遺跡群と関連する遺跡やその保存に取り組む人々との交流を推進し、幅広い史跡の活用を図る。古代官衙遺跡を核としてネットワーク化された陸路や海路を探究し、道でつながる広域連携を図る。
- ・歴史の学習を始め、市内外から多様な人々が訪れる観光拠点としての活用を図る。地域の事業者・農業者などと連携し、観光資源の創出を図る。

ク 情報発信

- ・来訪者が史跡を理解するための案内板やパンフレットを現地に配置する。早期に公有地化が進んだ場所から進め、史跡の全容がわかるものを備える。
- ・現地に案内板を増設し、多くの人が集う場所に案内板を配置することで、史跡の周知を図る。
- ・大人だけでなく若年層も史跡に興味を持ち、楽しんで内容を理解できるよう、子どもや学生向けの媒体の使用や見せ方の工夫を図る。
- ・広報ちがさきや茅ヶ崎市公式ホームページなどの既存の媒体を使って、継続的に史跡の周知を図る。スマートフォンアプリなどの新たな媒体についても、史跡や社会的な環境を考慮して、有効な活用を図る。
- ・将来的には史跡指定地に隣接してガイダンス施設を整備し、現地ならではの資料を用いた公開普及を行う。

6 整備

(1) 整備の現状と課題

ア 保存のための整備

(ア) 北陵高校旧校地南面道路

市道が郡庁の中心部分を横断しており、古代の景観復元には道路の迂回等の検討が必要である。

(イ) 段階的整備

平成 27 年度の史跡指定時の指定範囲は重要な遺跡の中心部分に限られており、順次史跡の追加指定を図る必要がある。史跡全体の将来像を描いて整備を計画するとともに公有地化の進展に応じた段階的な整備も必要となる。

なお、史跡指定地は都市計画法第 7 条における市街化調整区域に当たり、建築に際しては都市計画法に準拠した計画とする必要がある。

公有地化は下寺尾廃寺南側の畑地から進んでいるので、整備は南側から進む見込みである。

(ウ) 重層遺跡

計画の対象範囲には、古代の官衙遺跡だけでなく多様な時代の遺跡が重なって存在する。整備の際は、古代の遺跡に限らず、他の時代の遺跡にも留意することが求められる。

イ 活用のための整備

(ア) 現地案内

令和 7 年度末現在で、現地にある下寺尾遺跡群の案内は、「七堂伽藍跡碑」のほか案内板が下寺尾廃寺跡（七堂伽藍跡）に 6 基、それ以外の場所で 3 基あるが、史跡の指定範囲を示すものはなく、郡家と下寺尾廃寺の位置関係や保存管理の状況を確認できる場所と設備が必要である。

また、史跡巡りなどで説明を行う場合は、下寺尾廃寺内の公道で行ってきたが、来訪者が集まって説明を聞く場所、休憩をする場所の確保が求められる。

(イ) アクセス、駐車・駐輪場

史跡を訪れる場合の公共交通機関は JR 相模線で、最寄り駅は香川駅か寒川駅となるが、どちらも徒歩で 15 分ほどを要する。コミュニティバス「北部循環市立病院線」と小出地区内限定の乗り合いバスが利用できるが、自家用車の駐車や自転車の駐輪スペースはない。公有地化に応じて駐車・駐輪場を整備するなどの検討が必要である。

史跡には高低差があり危険な個所もあるので、安全な動線の確保が求められる。北陵高校旧校地南面の市道は交通量が多く歩道がないので、歩行者の安全を図る必要がある。

他の遺跡へのアクセスも悪いため、レンタサイクルの活用などの工夫が求められる。

(ウ) 隣接地との状況

史跡が地域住民や学生の生活空間と重なっており、史跡を見学する際に学校敷地や民有地に侵入してしまうおそれがある。公有地化した部分も個人宅と隣接しており、プライバシーに配慮する必要がある。

J R 相模線隣接地の掘削や整備には、J R との事前協議が必要となる。

(2) 整備の方向性

史跡下寺尾官衙遺跡群と下寺尾遺跡群の保存と活用を進めるための整備に関して、以下のとおり基本方針を定める。

ア 史跡を核にした史跡公園の整備

史跡下寺尾官衙遺跡群については、本計画に基づく適切な管理を前提として、その本質的価値と遺跡が有する新たに加わる価値とを合わせて発信していくため、史跡指定地と周辺の必要範囲を取り込んだ史跡公園を整備する。史跡指定地に隣接してトイレや駐車場、ガイダンスなどの施設を備え、来訪者の便益の向上を図る。

イ 史跡を保存するために必要な整備

史跡公園の整備は、その核となる史跡の保存が最優先となる。埋蔵されている遺構や遺物に影響を与えるような設計を避ける必要がある。また、これまでの調査成果を反映させるとともに、調査が不足している土地については、必要な調査等を行い設計に反映させる必要がある。さらに、保護層を含めた遺跡の保存方法について、来訪者の理解を得るように表示等を行う必要もある。

ウ 史跡を活用するために必要な整備

史跡を保存し後世に継承していくと同時に、地域の資産として史跡を利活用するための整備を行うことが求められる。利活用の中でも特に史跡の本質的価値への理解を深めるための整備は、史跡が有する歴史性に対する誤解が生じないように配慮することが必要である。また、遺構の復元や表示などの表現方法の検討を行い、史跡を正しく理解するために最も有効な方法を採用する。また、現地説明会などで調査を公開する場合には、遺構等への影響に配慮することが必要である。

エ 地域に親しまれる整備

史跡公園として整備を進める中では、公園を利用する市民や公園に隣接する地域の住民から意見を聴取しながら進めていく必要がある。このことによって、地域にとって親しまれる史跡となり、遺跡という過去の遺産に加え、未来に役立つ史跡という新たな価値を生むことになる。

オ 現在及び将来を見据えた段階的な整備

下寺尾遺跡群は、古代の地方官衙遺跡に留まらない複数の価値を有しており、広範囲にわたる整備にあたっては、短期、中期、長期の段階的な整備方法をとることが望まれる。その際、短期を5年、中期を10年、概ね20年を長期として目標をたてて事業化を進めていくことになる。また、それぞれの整備期間にかかわらず、段階的に必要な整備を進め公開活用をし、来訪者へ変化を見せることで関心を深めていくことが必要である。

(3) 整備の対象要素

整備の現状の課題及び整備の方向性を踏まえ、下寺尾官衙遺跡群の「高座郡家」、「下寺尾廃寺」、「川津」、「祭祀場」と下寺尾遺跡群を構成する「縄文時代の西方貝塚」と「弥生時代の環濠集落」を整備対象の要素とする。また、ガイダンス施設やトイレ、駐車場といった便益施設も対象とし、これらの整備対象要素の関連をイメージ図にすると下図のようになる。

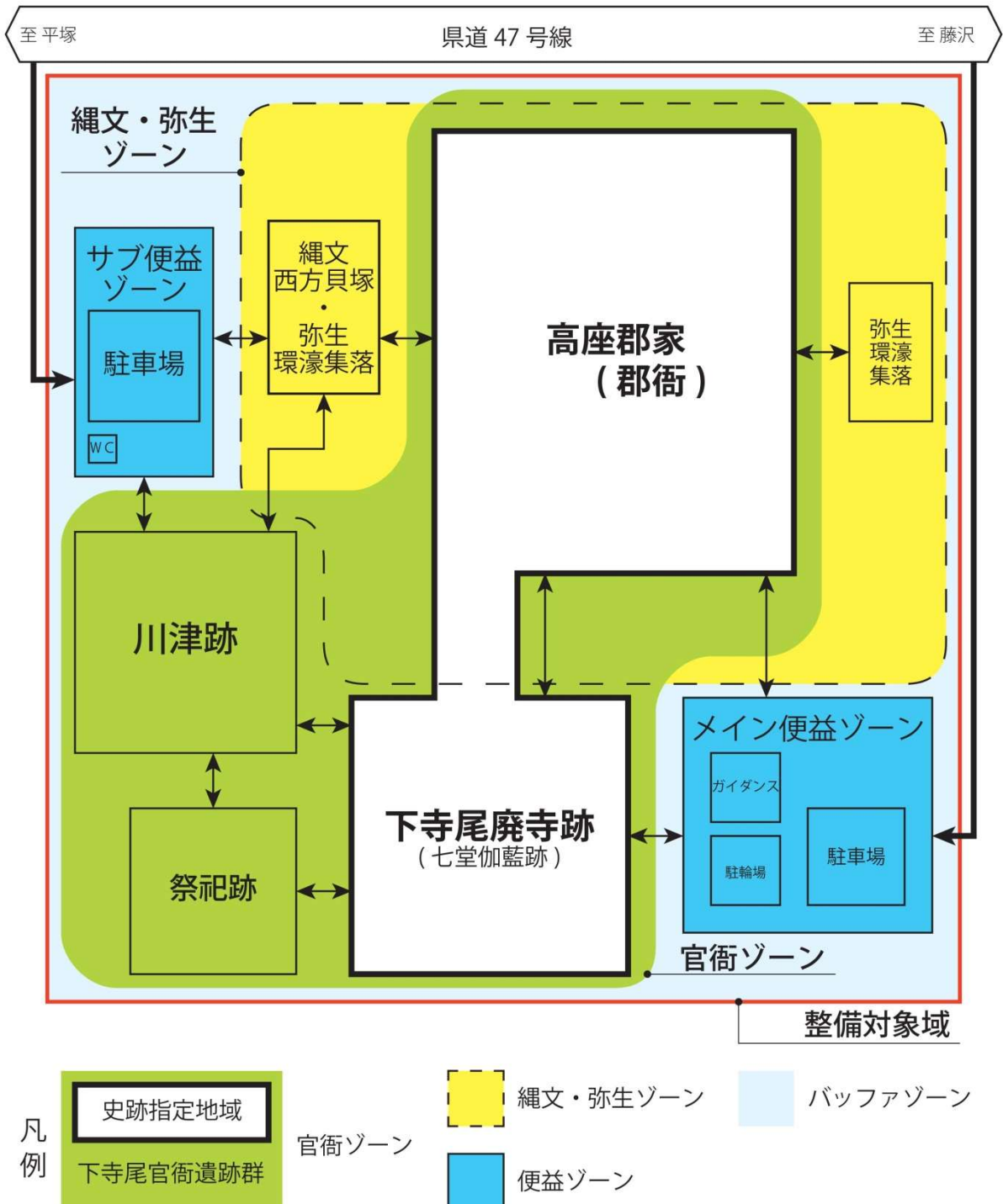


図 7 整備対象要素の関連イメージ図

(4) 整備の手法

ア 短期計画【令和9年度～13年度】

○公有地化された土地における解説板・案内板などの暫定的整備

史跡指定地のうち、公有地化された場所について、仮設の説明板・案内板、史跡名称板などを仮設する。また、公有地化や借地した土地に簡易な遺構の平面表示を行う。

○整備基本計画の策定

史跡整備の全体計画及び短・中・長期の段階的な整備計画をまとめ、一体的な整備を推進するため、整備基本計画を策定する。史跡下寺尾西方遺跡と重なる史跡下寺尾官衙遺跡群や縄文時代前期の西方貝塚などの遺跡についての取り扱いは附編に記す。

○プレハブや既存施設を利用した仮設ガイダンス施設の設置

本格的なガイダンス施設の設置には時間を要することから、プレハブなどの仮設の設置を検討し、現地における活用を推進するために拠点とする。

イ 中期計画【令和14年度～18年度】

有地化した史跡の整備

整備基本計画に基づき、実施設計を進め、保存整備工事を行う。計画の詳細は整備基本計画によるが、主に次のような整備を目指す。

想定される整備工事：敷地造成工、遺構整備工（復元工を含む）、園路広場工、植栽工、便益施設工、管理施設工

解説板・案内板などの設置

史跡の総合案内板・利用案内板・周辺遺跡等の案内板を設置する。また、整備した各種遺構には解説板を設置する。

想定される整備工事：情報施設整備工

ガイダンス施設及び便益施設の整備

原則史跡指定地外に、史跡への総合的理解を高めるガイダンス、かつ史跡の管理・活用の拠点ともなるガイダンス施設や駐車場を設置する。

想定される整備工事：ガイダンス施設工、管理施設工、駐車場工

ウ 長期計画【令和19年度～29年度】

史跡を活用したイベントの運営、見直し・改修整備

中期計画で各種整備が行われた史跡を活用した各種イベントなどの運営を進め、自己点検と評価を踏まえ、必要に応じた見直しと改修を行う。

7 運営の方法と体制

(1) 運営の現状と課題

- ・現在、茅ヶ崎市教育委員会の埋蔵文化財専門職員が市域の埋蔵文化財全般を担当しているが、史跡の調査・研究に十分な時間を割くことが出来ない。史跡の保存活用を進めるためには、史跡の管理・整備・活用に係る人的資源の拡充及び育成、財源の確保が必要となる。
- ・史跡の知名度はまだ低く、地域の保存会や史跡を活用する団体はない。公有地化した史跡の維持管理や指定地内の見回りを茅ヶ崎市が実施しているが、史跡の範囲が広く、日常管理の手が不足している。段階的な保存管理・整備活用を進めていく中で、茅ヶ崎市と地域住民や関連行政庁、文化庁が緊密な連絡調整を図っていく必要がある。

(2) 運営の方法

- ・茅ヶ崎市は、史跡管理団体として文化財保護法に基づいた遺跡の保護を行う。施行に必要な担当職員の充実を図る。
- ・運営にあたっては、地域の住民や地権者の理解と協力を求め、市と地域が協働して進める。下寺尾遺跡群保存・活用学習会を継続し、地域主体の遺跡保存会への移行を目指す。
- ・国や県と連携し、指導助言を受けるとともに財政的な支援を受けながら進める。
- ・茅ヶ崎市文化財保護審議会 下寺尾遺跡群等保存活用部会をはじめとして、有識者や学識経験者などの専門的見地からの意見を聞きながら運営する。
- ・全国史跡整備市町村協議会への参加や関連市町との交流・情報交換を行い、広域で連携した運営を図る。

(3) 運営の体制

下寺尾官衙遺跡群ならびに下寺尾遺跡群の保存・活用・整備事業は、住民・有識者・行政の三者が関わり合いながら携わることが望ましく、将来的に遺跡保存会の発足を目指す。

運営体制のイメージをあらわすと、次図のようになる。

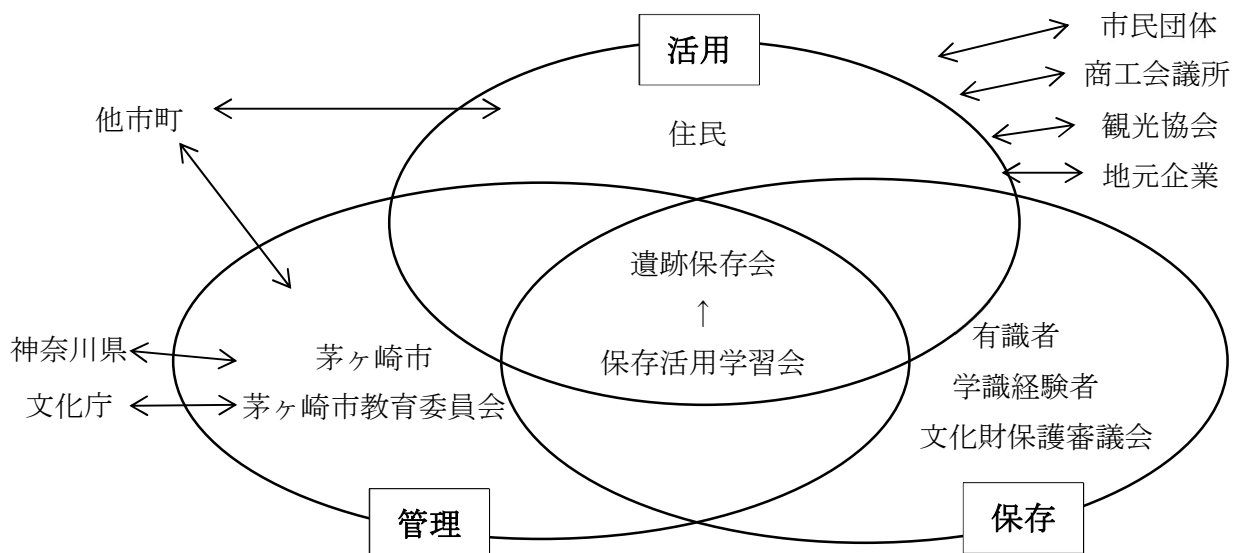


図 38 運営体制のイメージ図

8 事業計画

茅ヶ崎市は、史跡下寺尾官衙遺跡群指定地における現状変更の規制を行いながら公有地化を進める。確認調査を継続して行い、官衙遺跡群の追加指定、官衙以外の遺跡群の新指定を目指す。

公有地化の進捗に応じて段階的に整備を進め、状況に応じた活用事業を展開する。

これらの事業は、国及び県と調整し補助事業制度を活用して実施する。国及び県の補助事業制度を活用した場合、事業計画(短期:平成29年度~32年度)の事業費概算額は、総事業費約76,400万円(国庫補助要望額約54,500万円、県交付要望額約8,600万円、市負担見込額約13,200万円)となる。

この内容は削除か

9 事業の効果把握と検証

(1) 方向性

史跡下寺尾官衙遺跡群の保存活用は、その広さや内容から事業に長期間が要することが予想され、整備事業終了後も保存活用は継続していくことになる。そのため事業内容の進捗状況について適宜確認を行い、保存活用が適正に進められているか、あるいは社会や時代の移り変わりに対応しているか、などを把握し、問題等の改善を図っていることが求められる。

こうした確認行為は、管理団体である茅ヶ崎市を中心に、地域・市民、有識者、行政が必要に応じて進め、進捗状況の確認（点検・検証）を行い、それらの結果をその後の保存活用に反映していくことが必要である。

(2) 方法

確認作業を進めるにあたっては、以下の方法が考えられる。

ア 基本的考え方の再確認

事業進行に際して、計画策定時における史跡の本質的価値や新たな価値についての保存活用への基本的な考え方を再確認する。そして、保存、活用、整備における各々の方針についても確認する。

イ 各施策事業と基本方針との整合性についての点検

実施する施策事業と基本方針との整合性が図れているかを確認する。

点検は、保存、活用、整備の分野ごとに行い、担当部署における自己点検に加え、第三者からの点検も必要となってくる。なお、必要に応じて点検票などの作成を行う。

ウ 点検・検証結果の反映

実施した点検・検証の結果について、関係者に周知するとともに以後の保存活用に反映できるようなシステムを構築することが求められる。また、保存活用計画の見直し時においてもこれらの結果を反映させることが必要である。

注 記

「調査研究」についてはIV部に述べる。